

令和3年度
公立大学法人山形県立保健医療大学
年度計画

令和3年4月

公立大学法人山形県立保健医療大学

目 次

第1 年度計画の期間	1
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 教育に関する目標を達成するための措置	1
(1) 教育の内容	1
(2) 教育の実施体制の充実	2
(3) 地域に貢献する人材の育成と県内定着の推進	3
(4) 学生の受入れ	3
(5) 学生支援の充実	4
2 研究に関する目標を達成するための措置	5
(1) 県との連携	5
(2) 質の高い研究活動の推進	5
3 地域貢献に関する目標を達成するための措置	6
(1) 地域への優秀な人材の輩出	6
(2) 教育研究成果の地域への還元	6
(3) 医療関係者へのリカレント教育の充実・強化	6
(4) 県民への学びの機会の提供	7
(5) 他大学との連携	7
(6) 高等学校等との連携	7
(7) 大規模災害等発生時の協力	8
4 国際交流に関する目標を達成するための措置	8
(1) 国際感覚の涵養	8
(2) 海外との交流促進	8
(3) 新たな国際交流の推進	8
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	8
(1) 外部人材の登用	8
(2) 学内委員会の見直し	8
2 教育研究組織の改善に関する目標を達成するための措置	8
3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	8
(1) 人材の確保	8
(2) 人材の活用	9
4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するための措置	9
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置	9
(1) 弾力的な予算編成・執行	9

(2) 自己収入の確保	9
(3) 大学基金造成の検討	9
2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置	10
(1) コスト削減意識の徹底	10
(2) 事務経費の削減	10
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	10
(1) 計画的な施設等の維持管理	10
(2) 環境負荷及びコストの低減	10
(3) 手許資金の運用	10
第5 自己点検、評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	10
(1) 評価内容の見直し・改善	10
(2) 内部質保証の充実	10
(3) 評価結果の公表	10
2 情報発信の推進に関する目標を達成するための措置	10
(1) 広報の強化	10
(2) 多様な機会の活用	11
3 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置	11
(1) 積極的な情報公開	11
(2) 適切な管理	11
第6 その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 安全管理に関する目標を達成するための措置	11
(1) 危機管理体制の充実強化	11
(2) 学生及び職員の安全確保・健康維持	12
(3) 情報資産のセキュリティ確保	12
2 人権に関する目標を達成するための措置	12
3 法令遵守に関する目標を達成するための措置	12
(1) コンプライアンスの徹底	12
(2) 不正防止対策の強化	12
(3) 監査の活用	12
4 SDGs（持続可能な開発目標）への取組に関する目標を達成するための措置	12
第7 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画	
1 予算	13
2 収支計画	14
3 資金計画	14
第8 短期借入金の限度額	
1 短期借入金の限度額	15

2	想定される理由	15
第9	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	15
第10	剰余金の使途	15
第11	山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める 業務運営に関する事項	
1	施設及び設備に関する計画	15
2	人事に関する計画	15
3	積立金の使途	15
4	その他法人の業務運営に関し必要な事項	15

第1 年度計画の期間

この年度計画の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とする。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容

① 養成すべき人材

ア 学部教育

- ・ 卒業生を対象として、ディプロマ・ポリシー達成状況を調査し、到達レベルの把握評価を行う。
- ・ 各学科において、教育課程改正等に合わせて、カリキュラム・ポリシーを作成し、カリキュラムマップとカリキュラムツリーを作成する。
- ・ 各学科において、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき教育内容を構成する。
- ・ 公平で厳格な成績評価に向け検討すべき点を抽出する。公欠の取扱い、感染症の場合の登校禁止の判断基準を作成する。
- ・ 個々の学生の学力に応じた修学指導を行うため、学生の成績情報（GPA）等を引き続き整備し、教員に提供する。
- ・ 授業評価アンケート結果の核教員へのフィードバックのルールや、学生から評価に対する疑問や不服を把握できる体制を検討する。
- ・ 教員相互の授業評価の意義について教員の認識を深める機会を設けるとともに、より良い授業評価（参観）の方法を検討し実施する。
- ・ 多職種連携の実践力を高めるため、多職種連携に関する専門基礎科目及び基礎科目の内容の充実を図る。

イ 大学院教育

- ・ 公平で厳格な成績評価に向け検討すべき点を抽出する。
- ・ 各分野にTAやRAの活用をすすめる、TAやRAによる大学院生の能力向上の効果を確認する。
- ・ 研究の質の向上に向け、分野ごとの主・副研究指導教員による指導のほか、必要に応じ他領域や他分野の教育が分野横断的なアドバイスをする機会を設ける。
- ・ 各分野・指導教員に、大学院生による国内外への論文投稿、学会参加を積極的に支援するよう働きかける。
- ・ 各学生の研究テーマに関連する最近の海外原著論文を紹介し合う抄読会を各分野で定期的実施する。
- ・ 研究能力向上に関するFD・SD研修会等に、大学院生も参加する機会を設ける。
- ・ 大学院在学中及び大学院修了後は、研究結果を速やかに学会発表し、3年内をめどに論文投稿するよう指導する。
- ・ 論文審査の実施方法について、時勢の変化による課題を捉え、必要に応じて

見直しを行っていく。

② 実践的な教育の推進

- ・ 県をはじめ市町村、医療機関、関係機関との意見交換等の機会を通して、保健・医療・福祉に関する地域のニーズや課題等を把握し、授業内容に反映する。
- ・ 臨床実習の円滑かつ効果的な実施に向け、臨床実習指導者会議を開催するとともに、教員が実習先を訪問し、実習先との間で実習目標及び実習内容を共有する。
- ・ 研究や実践活動の教育内容への反映方法について、FD・SD 研修会等を通して教員の認識を深める。
- ・ 今日の大学及び大学院教育に必要な能力の向上を図る FD・SD 研修会を企画・実施する。
- ・ 効果的な教育を行うため、必要に応じて非常勤講師等を配置するとともに、費用対効果の観点から、来年度以降の非常勤講師等の適正配置について検討を行う。

③ 教育の改善

- ・ 学生の学習成果や教育成果に関するデータを収集・分析し、より効果的な教育に向けた改善に資するため、入学時から卒業時までの系統的な学生のデータを収集するシステムについて、先駆的な取組の情報収集を行い、本学における導入に向けた検討を行う。
- ・ 卒業生を対象として、ディプロマ・ポリシーの達成度等の調査を実施し、各学科にフィードバックする。

④ 新たなニーズに対応する教育の推進

- ・ アクションプラン実現の基盤として、高度専門資格を持つ看護師の活動実績や今日的課題について広く情報収集する。また、大学および大学院教育において高度専門資格を持つ看護師と学部生・大学院生が交流する機会を設けたり、ウェブサイト上で高度専門資格を持つ卒業生を紹介する。
- ・ 今後の委託に備え、看護実践研究センター報やウェブサイトを通して、看護師等養成所専任教員養成の実績を広く周知する。

(2) 教育実施体制の充実

① キャリア支援

- ・ 他学の状況について情報収集を行うとともに、入学段階からの体系的なキャリア支援プログラムについて検討を行う。
- ・ キャリア支援のためのガイダンスやセミナー等により、学生の進路選択のための支援を行うとともに、模擬面接や履歴書・小論文の添削指導により、就職試験のための支援を行う。
- ・ 看護学科では、教育課程改正に合わせて初年次教育を配置する。
- ・ 国家試験に向けて、模擬試験や補講の企画・実施について学生とともに検討し、担任が中心となり必要に応じて面談等を実施する。また、休日の講義室の開放について学生へ周知し、学習環境を提供する。
- ・ 国家試験対策に係る他学の支援体制等について情報収集を行う。
- ・ 就職・進学に係る支援体制等について情報収集を行うとともに、キャリア支援センターの機能拡充について検討を行う。

- ・ 県内医療機関・施設等と情報交換等を行うとともに、求められている人材について把握する。
- ・ キャリア支援のためのガイダンスやセミナー等の中で、本学出身者以外の専門職等の講演、意見交換の場を設ける。

② 教育環境

- ・ 教育指導に使用する施設・設備・機器について、定期的に点検し、維持・修繕を行うとともに、更新時期を迎えたものは、計画的に整備・更新する。
- ・ 情報ネットワークシステムの安定的稼働を確保するとともに、情報ネットワークシステムの更新にむけたネットワークや機器類の検討をおこなう。
- ・ ビデオ会議システムなどの ICT ツールを活用した学習支援のための ICT ツール活用例を収集し、情報提供する。
- ・ 希望図書リクエスト、レファレンスサービス等の充実を図り、図書館利用者の増加に繋げる。また、資料価値の低下した資料の精査を進め、開架スペースを確保していく。新型コロナウイルス感染症に関する状況を把握しながら、随時開館日や開館時間の検討を行う。
- ・ 利用者に対して、適時図書館オリエンテーションや文献検索方法の説明を行う。あわせて、コロナ禍における図書館利用方法、文献検索方法の効果的な提示方法を検討する。

(3) 地域に貢献する人材の育成と県内定着の推進

- ・ 在学生と卒業生を対象とした県内定着のための新たな取組について検討を行う。

① 在学中の取組

- ・ 学生の地域定着に係る意識を醸成するため、地元の保健・医療・福祉について学ぶ授業について検討を行う。
- ・ キャリア支援のためのガイダンスやセミナー等の中で、本学出身者以外の専門職等の講演、意見交換の場を設ける。
- ・ キャリア支援セミナーや卒業生との交流会などにより、地元の保健・医療・福祉の現場について学ぶ機会を確保する。
- ・ 学生の県内医療機関・施設への就業に繋げるため、県内の実習先の確保に努める。
- ・ 県外就職者へのアンケートや模擬面接の機会を通して、就職理由等の情報収集を行う。

② 卒業後の取組

- ・ 卒業生を母校へ招くホームカミングデー等を活用し、卒業生の質の向上や学部生との交流を促進し、県内定着につなげる。
- ・ 県内でもスキルアップが可能であることについて、学生に対して周知を行う。
- ・ 県外就職者のU・Iターン促進のため、卒業生に対して情報提供する手法や体制について検討を行う。
- ・ 県外出身学生が県内に就職した際のフォローアップ体制の構築やインセンティブの付与など、県への働きかけを検討する。

(4) 学生の受入れ

① 優秀な学部生の確保

- ・ 新入生に対して、入試の広報活動に関する調査を実施し、調査結果に基づいた広報活動の充実を図るとともに、受験生や高校にとってわかりやすい入試情報を提供する。
- ・ 本学ウェブサイト（ホームページ）について、関係委員会において検討し、本学をPRするコンテンツの充実を図るほか、見やすいウェブサイトリニューアルするため、ウェブサイトのスマホ対応化をめざす。
- ・ 大学コンソーシアムやまがた等からの依頼に可能な限り応じ、学校説明会や出前授業を実施し、本学の魅力を伝える。
- ・ 新型コロナの感染状況に応じた方法でオープンキャンパスや入試相談会を実施し、学科ごとのアドミッション・ポリシーの特徴を周知する。併せて、受験生が随時情報収集できる方法を検討する。
- ・ 看護協会等の進学説明会に参加し、本学の進学に向けた情報提供を行う。
- ・ コロナ禍により「やまがた健康フェア 2021」はイベント方式の代替として「やまがた健康ガイド 2021」を作成することとなっており、実行委員会として作成に取り組むことで本学のPRにつなげる。
- ・ 高校訪問を通して、令和2年度実施した入試に対する反応等を情報収集し、より優秀な学生を選抜できる入試制度や効果的な募集活動の検討につなげる。
- ・ 将来的な人材の確保に向け、県や県教育委員会、関係団体等と連携し、小中学生に対し保健・医療職の魅力ややりがい等を伝える機会の提供やウェブコンテンツの充実について検討する。

② 優秀な大学院生の確保

- ・ リサーチマップの活用を進めるとともに充実を図る。本学ウェブサイト（ホームページ）での研究報告および活動報告を効果的に広報するために、ウェブサイトおよび公式 SNS において積極的に広報するとともに、今後は一元的に発信するシステムの構築の検討を進める。
- ・ 学科において、随時関係機関と連携し、本学大学院への進学を勧めていく。
- ・ 入学時期のオリエンテーションの機会などを捉え、学部生に対して院生の活動を紹介するなど、大学院への進学を勧めていく。
- ・ 社会人学生が仕事と学業を両立できるよう、遠隔授業を積極的に取り入れる。
- ・ 進学を希望している社会人が、経済的な理由により進学をあきらめることがないように、利用可能な支援制度を紹介していく。

(5) 学生支援の充実

① 学修支援

- ・ 各科目の到達目標及び成績の評価方法や基準を適切なものとするとともに、学生にわかりやすく示す。シラバスの電子化に向け、情報収集を行う。
- ・ 各科目の到達目標及び成績の評価方法や基準、ディプロマ・ポリシーとの関連等をわかりやすく示す方策について検討する。
- ・ 学生相談室、オフィスアワー制度を継続して実施することにより、学生に対し教職員へ気軽に学習等の相談ができる環境を提供する。

- ・ 各学科の学年担任を中心に学生の履修状況等を把握し、必要に応じて随時面談を実施する等、学生に応じたきめ細かな指導・助言を行う。
- ・ 本学における修学支援制度について、年度当初のガイダンスで新入生に周知するとともに、合理的配慮が必要な学生が支障なく学修や研究に取り組めるよう、教職員に対して研修会を実施する。
- ・ 意見箱に寄せられた学生の意見や全学部生を対象とした学生生活アンケート等により、学生のニーズに沿った学習環境の充実を図る。

② 生活支援

- ・ 学生相談室、担任教員や保健室嘱託職員等による学内の相談体制に加え、臨床心理士の資格を持った学外カウンセラーを配置し、学生からの相談に応じる。
- ・ 担任教員が学生の不安や悩み事について、年度当初や定期的に学生と面談する機会を設け、速やかに必要な支援を行う。
- ・ 奨学金制度や授業料減免制度について、事務室窓口を担当者を配置し、迅速な対応を行う。
- ・ 学生の自治会活動、学園祭の開催、サークル活動等については、新型コロナウイルスの感染状況に応じて、随時、活動内容や開催方法等について学生と意見交換していく。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 県との連携

① 地域課題の解決

- ・ 県内各層との意見交換等を通して、保健・医療・福祉に関する地域の課題を的確に把握し、個人研究のほか、県内の行政機関や病院職員等との共同研究、受託研究を行う「取組の在り方」について現状を点検し、より良い在り方を検討する。
- ・ 研究活動の推進に必要な施設、機器等の整備について、学科及び事務局の予算スケジュールによる計画的整備を補完するシステムの在り方について検討する。
- ・ 共同研究発表会や教員セミナーなど、研究水準の向上につながる取組の在り方について点検・検討し、より良い展開を図る。
- ・ アクションプラン推進の基盤として、本学における研究活動推進について教員の広く意見を求める方法を検討・実施し、研究活動の促進・阻害要因を探究する。

② 行政における研究成果の活用

- ・ 本学の教員による研究の成果等について、本学ウェブサイトへの掲載や業績集の発行等を通して広く公表し、その活用を促進する。

(2) 質の高い研究活動の推進

① 外部研究資金獲得

- ・ 今年度より実施される文部科学省科研費の申請スケジュール前倒しに関する情報提供を行い、確実に申請できる環境を整備する。
- ・ 科研費等の獲得に向けた FD・SD 研修会を企画・実施する。個人研究費の配分方法・配分額、業績評価への反映等についての意見集約の方法を検討する。
- ・ 科研費を獲得した教員への個人研究費の加算を継続する。
- ・ 本学と同規模の公立大学における外部資金獲得の支援体制について情報収集し、本学に相応しい在り方を検討する。

- ・ 競争的資金及び共同研究等の情報収集・提供について、学内サイトや図書館を有効に活用する。
- ・ 科研費獲得に向けた各学科の取組の在り方を点検し、より良い方法を検討する。
- ・ 研究倫理教育責任者を中心に、研究に携わる者（大学院生を含む。）に対し研究倫理の動向を踏まえた倫理教育を実施し、組織として不正防止対策の徹底を図る。
- ・ 被験者及び研究者保護を徹底するため、学外の有識者を含めた倫理委員会を運営し、厳正な倫理審査を行う。
- ・ 共同研究発表会や教員セミナーなど、研究水準の向上につながる取組の在り方について点検・検討し、より良い展開を図る。教員セミナーにおいて研究倫理に関する内容を取上げる。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域への優秀な人材の輩出

① 在学中の取組

- ・ 県内医療機関・施設等と情報交換等を行うとともに、求められている人材について把握する。
- ・ 学内教員に対し、県内定着の必要性や意義についての周知を図る。

② 卒業後の取組

- ・ 本学におけるリカレント教育のあり方と合わせて、検討を行っていく。
- ・ 県内でもスキルアップが可能であることについて、学生に対して周知を行う。

(2) 教育研究成果の地域への還元

① 行政機関との連携

- ・ 行政機関の抱える地域課題について、県や関係機関と連携した共同調査・研究の実施について検討する。
- ・ 審議会等の委員活動を通して、自治体が行政施策を策定するに当たり、専門的見地から必要な助言を行う。
- ・ アクションプランの実現に向け、行政機関との密接な連携および本学の研究活動等のシーズとのマッチングを行う上での課題の明確化を図る。

② 関係機関との連携

- ・ 保健・医療・福祉関係機関の抱える課題について、連携して調査・研究を行う。
- ・ アクションプランの実現に向け、関係機関との密接な連携及び本学の研究活動等のシーズとのマッチングを行う上での課題の明確化を図る。

③ 研究成果の還元

- ・ 本学の教員及び大学院生の研究をまとめた紀要「山形保健医療研究」の投稿論文を随時募集し、採用された論文については、年1回冊子として発行するほか、機関リポジトリで随時公開していく。
- ・ 研究成果の還元と教員の研究意欲の向上の関係について、本学における研究活動の促進・阻害要因の探究のなかで検討する。

(3) 医療関係者へのリカレント教育の充実・強化

- ・ 看護実践研究センターの活動を通じた地元ナース事業（小規模病院等看護ブラッシュアッププログラム、フォローアップ研修、相互交流等）について、新型コロナウイルス感染症による小規模病院等の状況を勘案した計画（日程、オンライン活

用、内容)を立案し、実施する。

- ・ 小規模病院に限らないリカレント教育について、対象者のニーズと本学の資源と新しい発想を生かした方法・内容により企画・実施する。また、県と連携し母子保健コーディネーター研修会などの受託事業を行う。
- ・ 小規模病院や診療所等に勤務する看護職を対象とした看護研究の指導や共同研究等を行う看護研究相談・支援事業を実施する。
- ・ 新規の病院等の利用促進のため、ウェブサイト等に事業実績や活用経験等を掲載する。また、地元ナース事業と協働し看護職が研究成果を共有できる機会を設ける。
- ・ 県や医療機関のリカレント教育に関するニーズを把握し、求められるリカレント教育の実施に向けた学内体制の整備等について検討する。

(4) 県民への学びの機会の提供

① 多様な学びの機会の創出

- ・ 一般県民を対象とする公開講座を年4回開催する。今年度はコロナ禍のため、オンライン(Zoom)開催とするが、今まで本学公開講座の受講者は高齢者が多く、Zoom操作が不慣れな方も多いと思われることから、チラシに丁寧な説明をするとともに、Zoomで参加できない方へも学びの機会の提供にも配慮する。
- ・ 初めて行うオンライン公開講座がスムーズに実施できるように入念な打ち合わせをして開催するとともに、開催後は、受講者へのアンケートを実施のうえ、オンライン開催の効果や課題について評価・検証する。

② 学会等の開催

- ・ 各種学会等への参加を通し、国内外の研究者等との交流を進めるとともに、学会等の本県開催の気運醸成を図る。

(5) 他大学との連携

- ・ 「大学コンソーシアムやまがた」や「山形県未来創造プラットフォーム」の活動案内を学生及び教職員へ周知し、事業への参加を促す。
- ・ 県外他大学との関係について、相互の資産を効果的に活用できる取組を継続して模索する。
- ・ 「作業療法国際比較論」において、コロラド州立大学の教員を招聘し講義を実施する(作業療法学科、9月末にZoomで予定)。

(6) 高等学校等との連携

① 高校生に対する取組

- ・ 新入生を対象とした調査を踏まえ、新型コロナウイルスの感染状況に応じた方法で実施するオープンキャンパスや入試説明会の効果的な実施を図る。
- ・ 県と連携し、高校生の看護師体験セミナーを企画・実施し、看護師の魅力を伝える。
- ・ 高校訪問を実施して、令和2年度の入試に対する意見を聴取するほか、本学の紹介を行い、高校に本学の魅力をPRするとともに、保健・医療・福祉分野の仕事への更なる理解を求める。

② 小中学生に対する取組

- ・ 将来的な人材の確保に向け、県や県教育委員会、関係団体等と連携し、小中学生に対し保健・医療職の魅力ややりがい等を伝える機会の提供やウェブコンテンツの充実について検討する。【再掲】

(7) 大規模災害等発生時の協力

- ・ 大規模災害が発生した場合に備え、防災訓練の実施等安全確保に向けた取り組みを行うほか、教員による被災者支援や学生のボランティア活動など、状況に応じた対応を行えるよう、本学における支援体制の構築に向けた課題の整理、検討を進める。

4 国際交流に関する目標を達成するための措置

(1) 国際感覚の涵養

- ・ 国際交流に関する年間プログラムを策定し、国際交流協定終結校との相互交流を促進する。また、海外で活動する学生や専門職による講演や相互交流の機会を設ける。
- ・ 「作業療法国際比較論」において、コロラド州立大学の教員を招聘し講義を実施する（作業療法学科、9月末にZoomで予定）。【再掲】
- ・ ネイティブの非常勤講師による科目を配置する。
- ・ 大学ウェブサイトや大学案内パンフレット英語表記版を必要に応じて更新し、国内外に広報する。
- ・ 各科目担当者に、可能な範囲で国際的な医療保健福祉に関心をもち視野を広げる教育内容を取り入れるよう勧奨する。

(2) 海外との交流促進

- ・ 米国コロラド大学およびコロラド州立大学より研究者を招聘し、共同研究を行う（作業療法学科、9～11月を予定）。

(3) 新たな国際交流の推進

- ・ 新たな国際交流先を確保するために、教育・研究活動等を通じた国内外とのネットワーク構築や県・市町村国際交流協会や、関係団体等の国際交流事業について情報収集を行う。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 外部人材の登用

- ・ 理事、経営審議会委員及び教育研究審議会委員については、専門領域のバランスや男女委員比率にも配慮しつつ、それぞれ複数の外部有識者等を委嘱し、透明性の高い大学運営を行う。

(2) 学内委員会の見直し

- ・ 学内各種委員会において、審議目的や目標を明確にし、効率的な運営を進め、効果的な事業の実施に努めるとともに、運営状況の点検・評価を行う。

2 教育研究組織の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 学内の各種委員会における議論を踏まえ、改善すべき諸課題を整理、検討のうえ可能なものから速やかに実践する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 人材の確保

① 優れた教員の確保

- ・ 本学の教育研究等の一層の向上と活性化を図るため、教員業績評価を引き続き実施する。
- ・ 若手教員・G P 貢献者奨励制度を引き続き実施する。
- ・ 優れた研究成果等による大学のブランド力向上に向け、教員選考に関する諸規程及び基準に基づき、教員の任用を行う。

(2) 人材の活用

① 人事の活性化

- ・ 事務局職員の法人採用職員へ切替えについて、円滑な移行が行えるよう検討を進める。

② 教育・研究活動の活性化

- ・ FD・SD の企画にあたり、教育・研究を推進する方法および基盤となる事項について広い視座から検討し、教職員の能力・資質の向上に相応しいテーマを設定する。

③ 事務職員の能力・資質向上

- ・ 外部研修やオンライン研修の活用など、事務局職員の課題解決能力や業務遂行能力の向上に向けた研修機会の確保について検討するほか、効果的なO J Tを推進する。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するための措置

- ・ 日常的に各事業や業務の洗い出しを行い、スクラップ&ビルドを進めるとともに、事務事業の効率化に向けたアイデアの共有・実践、事例集（F A Q）の作成、繁忙期における係を超えた業務協力の実施等により、時間外勤務の縮減とワーク・ライフ・バランスに配慮した事務処理体制の構築を進める。
- ・ 外部処理委託（アウトソーシング）の推進や反復作業におけるR P Aの活用検討など、事務の簡素化・効率化に向けた検討を進める。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

(1) 弾力的な予算編成・執行

- ・ 予算編成に際して、大学の持続的発展に向け計画的な編成を行うとともに、社会情勢の変化等に対応するため、強化すべき事業等に重点配分を行う弾力的な予算編成の仕組みを導入する。

(2) 自己収入の確保

- ・ 授業料、入学料、入学考査料等の確実な納付に向け、学生に対する指導や支援、保護者等の理解促進に向けた取組を引き続き実施する。
- ・ 財務内容の改善の視点、適正な受益者負担の観点から、各種講座など自主事業における参加者負担金徴収など先行事例を把握し、多様な収入の確保に向けた検討を進める。

(3) 大学基金造成の検討

① 基金造成の検討

- ・ 学生支援をはじめとする緊急時対応や、法人設立団体からの運営交付金充当対象外経費へ充当できる資金として、新たな基金造成の可能性について検討する。

② 基金の継続的な運営

- ・ 新たな基金の安定的な運営について、産業界や卒業生等に対する寄付の募集、ふるさと納税制度の活用や奨学寄附金制度の創設等について、先行事例を情報収集し研究する。

2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置

(1) コスト削減意識の徹底

- ・ 事務事業について、前例踏襲を改め、絶えず費用対効果の視点から企画・実施するよう、継続的に全職員へ呼びかけコスト意識を喚起する。

(2) 事務経費の削減

- ・ 空調設備の運転スケジュールについて、学生の学修環境やSDGsの推進にも配慮しながら適切な温度管理に努め、柔軟な空調設備の運転と電気等使用量縮減の両立を図る。
- ・ 電力供給契約について、複数の供給先の比較検討を行い、経費の節減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 計画的な施設等の維持管理

- ・ 健全な教育・研究環境を維持・確保するため、日常的な施設・設備の見回り・点検を実施し、不具合箇所等については、緊急性の高いものから計画的に更新・修繕を行うよう県と協議し、必要な予算の確保に努める。

(2) 環境負荷及びコストの低減

- ・ 新たな機器の導入や消耗品の調達にあたっては、グリーン購入やリサイクル製品の活用など、SDGsの推進に最大限配慮した選定を行う。

(3) 手許資金の運用

- ・ 手許資金については、金融機関等からの情報収集に努め、「資金管理方針」に基づき、安全性を確保しながら効率的な運用を図る。

第5 自己点検、評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 評価内容の見直し・改善

- ・ 法人の業務運営や教育研究活動全般の改善に資するよう、自己点検・自己評価における点検・評価項目の設定や実施手法について、より客観的な視点から実施できる方法の導入について検討する。

(2) 内部質保証の充実

- ・ 自己点検・自己評価及び山形県法人評価委員会による評価結果を踏まえ、教育研究活動等における現状の課題や問題点を的確に把握するとともに、令和5年5月に予定されている認証評価機関（一般財団法人大学教育質保証・評価センター）による認証評価に向け、計画的な準備を進める。

(3) 評価結果の公表

- ・ 評価結果については、本学ウェブサイトや一般社団法人公立大学協会のウェブサイトにおいて公表する。

2 情報発信の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 広報の強化

- ・ 本学ウェブサイトのスマホ対応を含めたウェブアクセシビリティが確保された仕様に更新していく。現在のウェブサイトのコンテンツの見直しやサイトリニューアル

アルに向けた体制作りを行う。また、大学に最適なコンテンツ管理システム（CMS）プラットフォームの導入とサイト運用方法の確立の検討を進め、本学ウェブサイトのリニューアルに合わせて運用開始することを検討する。

- ・ 本学に所属する学部生・大学院生・教員の研究成果、学生活動、社会貢献活動、その他本学に関わるイベント等について、大学公式ツイッターやウェブサイト、プレスリリース等を通じてその情報をタイムリーに発信する。
- ・ ラジオ、新聞等、メディアに対して積極的に働きかけ、パブリシティに効果的に取り組む。

(2) 多様な機会の活用

- ・ 新型コロナウイルスの感染状況に応じた方法でオープンキャンパスや入試相談会を実施するとともに、受験生が随時情報収集できる方法を検討する。
- ・ 看護協会等の進学説明会に参加し、本学の進学に向けた情報提供をする。

3 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 積極的な情報公開

- ・ 大学の運営等に関する基本的な事項について、本学ウェブサイトにおいて積極的かつタイムリーに公表する。
- ・ 本学に所属する学部生・大学院生・教員の研究成果、学生活動、社会貢献活動、その他本学に関わるイベント等について、大学公式ツイッターやウェブサイト、プレスリリース等を通じてその情報をタイムリーに発信する。【再掲】
- ・ 本学ウェブサイトのスマホ対応を含めたウェブアクセシビリティが確保された仕様に更新していく。【再掲】

(2) 適切な管理

- ・ 情報公開制度や個人情報保護制度に関する理解を深め、関係法令や学内規定に基づき適切に対応する。

第6 その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1) 危機管理体制の充実強化

- ・ 近年の自然災害の多発・激甚化の状況を踏まえ、必要に応じて危機管理に関する関係規程や危機管理マニュアルの見直しを行うとともに、災害発生時に備えた防災訓練を実施する。
- ・ 学生が交通事故や犯罪に巻き込まれないよう、警察や関係機関と連携を図り、学生に対して通知による注意喚起や特別講義等による意識啓発を行う。
- ・ 大学構内における交通事故防止のため、不明瞭となっている路上停止線のライン引きを行う。
- ・ 学内における事故や犯罪による被害の未然防止を図るため、大学構内及び周辺の防犯・安全対策の状況を日常的に点検・確認する。

(2) 学生及び職員の安全確保・健康維持

- ・ 学生相談室、担任教員や保健室嘱託職員等による学内の相談体制に加え、臨床心理士の資格を持った学外カウンセラーを配置し、学生からの相談に応じる。
- ・ 担任教員が学生の不安や悩み事について、年度当初や定期的に学生と面談する機

会を設け、速やかに必要な支援を行う。【再掲】

- ・ 学生の安全確保・健康維持について、現状の課題を定期的に学科で集約し、大学が行うべき内容を整理する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応について、引き続き専門委員会等を中心に必要な対策を検討し、感染防止の取組を速やかに実施する。
- ・ 全学生及び職員を対象とした健康診断を実施するほか、新入学生を対象に麻疹や風疹等の有無を本人から確認のうえ抗体検査を実施し、ワクチン接種を勧奨する。

(3) 情報資産のセキュリティ確保

- ・ 専門家によるチェック体制構築に向けた検討を行う。また、情報セキュリティポリシーに基づき、セキュリティに関する注意喚起や研修を実施し、セキュリティに対する意識向上を図る。

2 人権に関する目標を達成するための措置

- ・ 学生及び教職員に対し、ハラスメントに係る研修会を実施するとともに、学生を対象にハラスメントに関するパンフレットを配付する。
- ・ ハラスメント事案が発生した場合は、ハラスメント相談員による迅速かつ組織的な対応を行い、問題の解決を図る。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

(1) コンプライアンス^{※24}の徹底

- ・ すべての教職員及び学生に対して、機会を捉え関係法令の遵守について啓発を図る。

(2) 不正防止対策の強化

- ・ 研究倫理教育責任者を中心に、研究に携わる者（大学院生を含む。）に対し研究倫理の新たな動向を踏まえた倫理教育を実施し、組織として不正防止対策を推進する。

【再掲】

- ・ 被験者及び研究者保護を徹底するため、学外の有識者を含めた倫理委員会を運営し、厳正な倫理審査を行う。【再掲】

(3) 監査の活用

- ・ 外部監査員による定期監査や科研費に対する内部監査の実施により、適正な事務処理や不正の未然防止を図るとともに、監査結果について教職員が情報の共有化を図ることで、業務の改善につなげる。

4 SDGs (持続可能な開発目標)への取組に関する目標を達成するための措置

- ・ 各科目担当者に、可能な範囲で学生がSDGsについて理解し、行動できるような内容を取り入れるように勧奨する。
- ・ SDGsをテーマとしたFD・SD研修会開催に関する教職員のニーズを検討する。
- ・ 本学におけるSDGsに関する取組を対外的に示すため、SDGsバッジの着用を推進する。

第7 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和3年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	740,240
補助金	150
自己収入	276,657
授業料等収入	264,764
その他の収入	11,893
受託研究等収入	1,234
目的積立金取崩	32,310
計	1,050,591
支出	
業務費	942,619
教育研究経費	221,909
人件費	720,710
一般管理費	65,791
施設・設備整備費	40,947
受託研究等経費	1,234
計	1,050,591

※端数処理しており、計は必ずしも一致しない。

2 収支計画（令和3年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
費用の部	1, 031, 647
業務費	940, 943
教育研究経費	218, 999
受託研究費等	1, 234
人件費	720, 710
一般管理費	65, 783
その他費用	275
減価償却費	24, 646
収入の部	1, 031, 647
運営費交付金収益	719, 650
補助金収益	150
授業料収益	216, 820
入学金収益	42, 173
入学考査料収益	5, 771
受託研究等収益	1, 234
その他の収益	11, 893
資産見返運営費交付金等戻入	23, 745
資産見返寄附金戻入	901
目的積立金取崩	9, 310

※端数処理しており、計は必ずしも一致しない。

3 資金計画（令和3年度）

（単位：千円）

区 分	金 額
資金支出	1, 164, 144
業務活動による支出	996, 217
投資活動による支出	43, 590
財務活動による支出	10, 784
次年度への繰越金	113, 553
資金収入	1, 164, 144
業務活動による収入	1, 018, 281
運営費交付金による収入	740, 240
補助金等による収入	150
授業料等による収入	264, 764
受託研究等による収入	1, 234
その他の収入	11, 893
前期中期計画期間から繰越金	145, 863

※端数処理しており、計は必ずしも一致しない。

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、地域への優秀な人材の輩出に関する取組の充実及び組織運営の改善に充てる。

第11 山形県公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

施設及び設備に関する計画	予定額(千円)	財源
教育研究機器の整備	17,947	運営費交付金
	23,000	目的積立金

2 人事に関する計画

第3の3「人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

3 積立金の使途

教育研究の質の向上、地域への優秀な人材の輩出に関する取組の充実及び組織運営の改善に充てる。

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし